

議員提出議案第20号

琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の
一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議
規則第14条第2項の規定により提出する。

令和元年12月19日 提出

提出者	琴浦町議会議員	押本昌幸
賛成者	同	井木裕
	同	青亀壽宏
	同	高塚勝
	同	新藤登子
	同	大平高志
	同	福本まり子
	同	角勝計介

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和元年琴浦町条例第 号

琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の一部を改正
する条例

琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例(平成16年琴浦町条例第125号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>琴浦町あらゆる差別をなくする条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、差別により<u>今も</u>人間の尊厳がおかされていることにかんがみ、法の下に平等を定め、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、すべての町民に基本的人権を保障し、差別をなくし、住みよい琴浦町(以下「町」という。)の実現を目的とする。</p> <p>(<u>町の役割</u>)</p> <p>第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(<u>町民の役割</u>)</p> <p>第3条 町民は、基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくするための施策に協力するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別</u>により<u>今なお</u>人間の尊厳がおかされていることにかんがみ、法の下に平等を定め、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、すべての町民に基本的人権を保障し、<u>根本的かつ速やかに差別をなくし、町民一人ひとりの参加により、差別のない住みよい琴浦町</u>(以下「町」という。)の実現に<u>寄与すること</u>を目的とする。</p> <p>(<u>町の責務</u>)</p> <p>第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を<u>積極的に</u>推進するとともに、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>(<u>町民の責務</u>)</p> <p>第3条 町民は、<u>相互に</u>基本的人権を尊重し<u>あい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力すると</u></p>

<p>(町の施策等)</p> <p>第4条 町は、あらゆる差別をなくするため、<u>社会福祉の増進</u>、産業の振興、雇用の促進、教育文化の向上及び人権擁護等の<u>施策の推進</u>に努めるものとする。</p> <p>(人権啓発活動の充実)</p> <p>第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、啓発事業の<u>充実</u>に努め、差別を許さない社会的環境の醸成に努めるものとする。</p> <p>(実態調査等の実施)</p> <p>第6条 町は、前2条の<u>施策の推進</u>のために、必要に応じ実態調査等を行うことができる。</p> <p>(推進体制の充実)</p> <p>第7条 町は、あらゆる差別をなくするための<u>施策を推進</u>するため、国、<u>県等</u>と連携を図り、<u>推進体制の充実</u>に努めるものとする。</p> <p>(審議会)</p> <p>第8条 町は、あらゆる差別をなくするための<u>事項を審議</u>するため、琴浦町差別をなくする審議会(以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。</p> <p>2 略</p>	<p><u>もに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。</u></p> <p>(町の施策等)</p> <p>第4条 町は、<u>部落差別をはじめ</u>、あらゆる差別をなくするため、<u>生活環境の改善</u>、<u>社会福祉の充実</u>、産業の振興、<u>職業の安定</u>、雇用の促進、教育文化の向上及び人権擁護等の<u>施策を総合的に策定し</u>、その推進に努めるものとする。</p> <p>(人権啓発活動の充実)</p> <p>第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、<u>啓発推進団体等との連携</u>を図り、啓発事業の<u>充実</u>に努め、差別を許さない<u>人権擁護の社会的環境の醸成</u>に努めるものとする。</p> <p>(実態調査等の実施)</p> <p>第6条 町は、前2条の<u>施策の策定及び推進</u>のために、必要に応じ実態調査等を行うものとする。</p> <p>(推進体制の充実)</p> <p>第7条 町は、<u>部落差別をはじめ</u>、あらゆる差別をなくするための<u>施策を推進</u>するため、国、<u>県及び関係団体との連携</u>を図り、<u>推進体制の充実</u>に努めるものとする。</p> <p>(審議会)</p> <p>第8条 町は、<u>部落差別をはじめ</u>、あらゆる差別をなくするための<u>重要事項を調査</u>審議するため、琴浦町差別をなくする審議会(以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。